

製造分野特定技能 1 号評価試験の変更点及び特定技能 2 号追加のお知らせ

■製造分野特定技能 1 号評価試験の変更点について

2023 年度の製造分野特定技能 1 号評価試験から、以下の点を変更します。

1. 試験区分の変更

2022 年 8 月閣議決定により、製造業分野の業務区分を 19 区分から 3 区分に統合しました。それに伴い今年度より段階的に試験区分を変更します。試験を受験する場合は、試験区分にご注意ください。変更後の問題例については、サンプル問題をご確認ください。

2023 年度の試験は統合に伴う移行期間として、3 つの試験区分の中で、19 の技能から選択可能とします。

	機械金属加工区分	電気電子機器組立て区分	金属表面処理区分
学 科 試 験	(1)区分共通問題	(1)区分共通問題	(1)区分共通問題
	(2)選択問題 (15科目) <ul style="list-style-type: none"> ・ 鋳造 ・ ダイカスト ・ 金属プレス加工 ・ 工場板金 ・ 鍛造 ・ 鉄工 ・ 機械加工 ・ 仕上げ ・ プラスチック成形 ・ 溶接 ・ 塗装 ・ 電気機器組立て ・ 機械検査 ・ 機械保全 ・ 工業包装 	(2)選択問題 (9科目) <ul style="list-style-type: none"> ・ 機械加工 ・ 仕上げ ・ プラスチック成形 ・ 電気機器組立て ・ 電子機器組立て ・ プリント配線板製造 ・ 機械検査 ・ 機械保全 ・ 工業包装 	(2)選択問題 (2科目) <ul style="list-style-type: none"> ・ めっき ・ アルミニウム陽極酸化処理
実 技 試 験	選択問題 (19科目)・・・選択問題は学科と同じ科目 ・鋳造 ・鍛造 ・ダイカスト ・機械加工 ・金属プレス加工 ・鉄工 ・工場板金 ・めっき ・アルミニウム陽極酸化処理 ・仕上げ ・機械検査 ・機械保全 ・電子機器組立て ・電気機器組立て ・プリント配線板製造 ・プラスチック成形 ・塗装 ・溶接 ・工業包装		

(参考：2022 年 8 月発表) [特定技能外国人材制度（製造業分野）の制度改正について](#)

なお、実技試験について、溶接科目は 2022 年度まで製作等作業試験を行っていましたが、2023 年度以降は他の科目同様、判断等試験に変更します。また、試験はペーパーテスト方式での実施を予定しています。

2. 試験時間の変更

これまでの試験の様子や他分野の試験時間水準などを鑑みて、試験時間について、以下のとおり変更いたします。詳細については試験案内一覧をご確認ください。

	変更前	変更後
試験時間	学科 60 分、実技 60 分	学科・実技あわせて 80 分

3. 海外試験における言語の変更

これまでの試験におけるアンケート結果や他分野の試験言語などを鑑みて、試験言語について、以下のとおり変更いたします。日本国外で試験を受験される方は、試験言語が日本語となりますのでご注意ください。問題例については、サンプル問題をご確認ください。

	変更前	変更後
試験における言語	試験実施国の言語	日本語

4. 受験料及び合格証明書発行手数料の改定

今般、試験問題の形式を変更することに伴い新たな試験問題の作成や改定を行ったこと、資材の運搬費、製作費及び会場費や人件費等、試験に関する様々な費用の高騰のため、他分野の受験料水準も鑑みて、下記の通り受験料及び合格証明書発行手数料の価格を改定いたします。

	変更前	変更後
特定技能 1 号測定試験受験料 (日本国内、海外実施)	2,000 円	8,000 円
特定技能合格証明書発行手数料	-	15,000 円 ※2023 年 7 月 1 日 以降の申請から適用

(注) 2022 年度以前の合格者も、2023 年 7 月 1 日以降に申請 (再発行含む) した場合は、合格証明書発行手数料の支払いが必要です。

■製造分野特定技能 2 号の追加について

2023 年 6 月閣議決定により、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野が特定技能 2 号の対象となりました。特定技能 2 号は、熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格です。技能 1 号での経験を経て熟練した技能を身につけた外国人材が、特定技能 2 号の在留資格を取得することで、引き続き熟練工やマネジメント層として製造業の現場で活躍できるようになります。

	特定技能 1 号	特定技能 2 号
在留期限	1 年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新、 通算で上限 5 年まで	3 年、1 年又は 6 か月ごとの更新、 無し
技能水準	試験等で確認 (技能実習 2 号を良好に修了した外国人は試験等免除)	試験等で確認
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認 (技能実習 2 号を修了した外国人は試験免除)	試験等での確認は原則として不要
受入れ見込み数 (上限)	あり	なし
家族の帯同	基本的に認めない	要件を満たせば可能 (配偶者、子)
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象	受入れ機関又は登録支援機関による 支援の対象外

2 号試験に関するその他の情報 (在留資格取得の要件及び製造分野特定技能 2 号評価試験の実施概要等) については、ポータルサイト

(https://www.sswm.go.jp/exam_f_02/) からご確認ください。(日本語のみ)

*なお、2023 年度の 2 号試験は国内試験のみを予定しています。

